

議案 泉川校区連合自治会と泉川まちづくり協議会 統合の件

泉川まちづくり協議会は創設以来七年が経過し、これまで連合自治会各種団体等の垣根を越えて一体となり、地域の課題に取り組んで参りました。実際の活動状況を勘案するに、「そろそろ協議会と自治会が、一つになって活動してもいいのでは」、との声が囁かれるようになりました。

就きましては、この様な状況の下、両者が一つになって活動する時期が到来したと判断し、下記の通り泉川連合自治会と泉川まちづくり協議会を統合したくお伺いするものです。

1、「泉川まちづくり協議会」の設立経過について。

経済の再生や人口の減少が叫ばれている昨今、私たちの地域活動に於いて強い受益者感覚を持ち、行政に頼りきった時代は終焉を迎えるに至りました。

なんでもやってもらって当たり前の時代は終わり、自分たちがやらなければ何も変わらない、住みよいまちづくりの課題解決は「自分達でできることは、自分達でやろう」、「行政の命令でなく、地域の主体性で動こう」の気風が生まれてきました。

そのような状況の下、地域の課題解決の取り組みに向けて新しい組織づくりの検討を行いました。

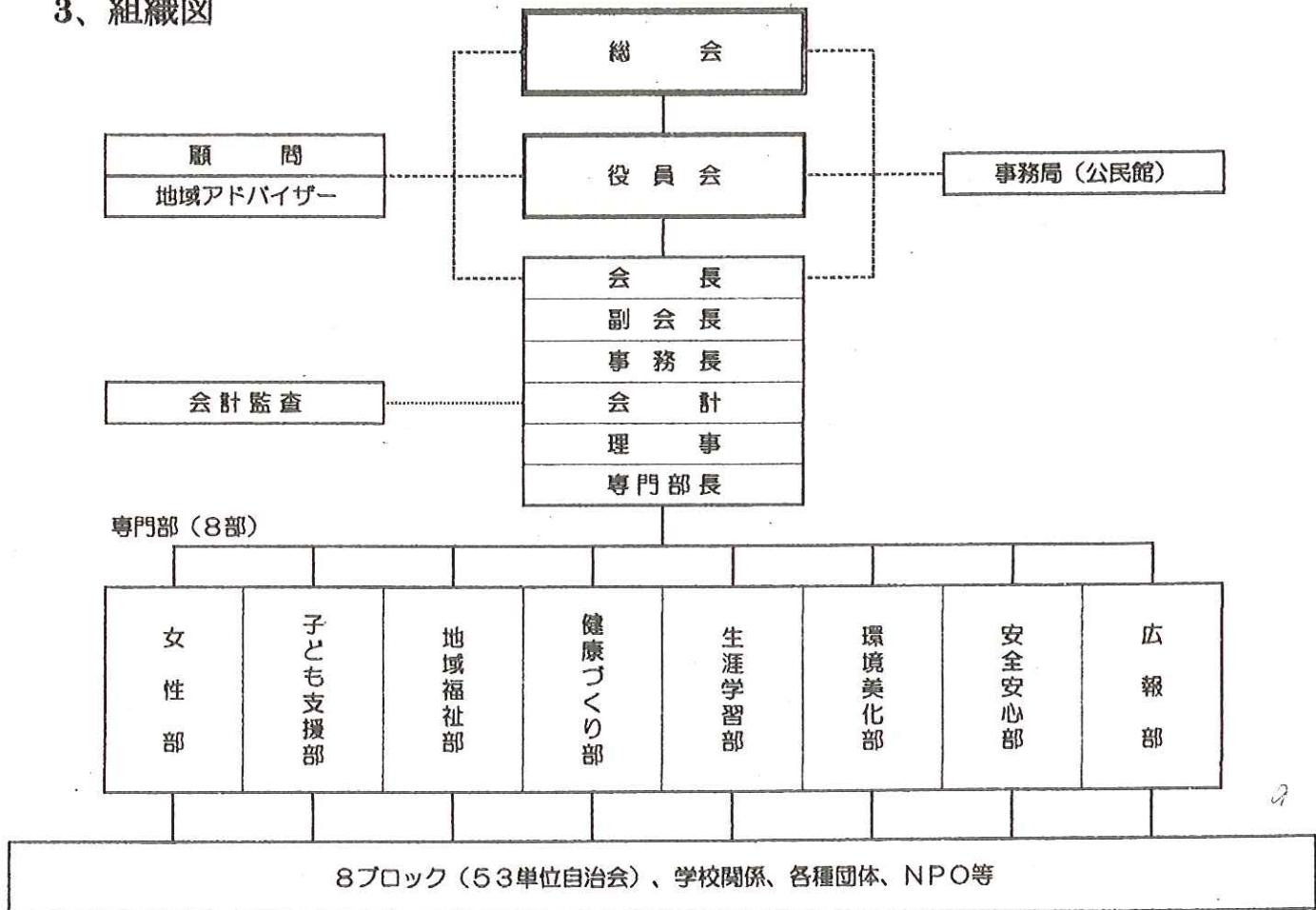
先ず、連合自治会で行うことを考えました。が課題解決には各種団体等の横の繋がりが必要で、実状は縄張り根性や囲い込み意識が強く実務的に困難の結論に至り、新しい組織・まちづくり協議会を立ち上げ、タテ割組織からヨコつなぎの組織で、みんながそれぞれの持ち場で力が發揮できる柔軟な組織を目指すこととしました。

2、組織統合の理由について。

まちづくり協議会が自治会、公民館、各種団体の支援のもと、具体的にはまちづくり協議会が地域課題の取り組みを企画・立案し、自治会が土台となり一緒に活動を進めて既に七年が経過しました。ご承知の通り「自分達の地域は自分達の力で」と多くの人が語り始め、地域が美しくなり健康寿命にも留意するようになりました。自治会あっての協議会、協議会あっての自治会とも言われ、また各種団体との垣根も殆ど無くなりました。まちづくり協議会の活動が軌道に乗り順調に歩んでいる現在、更に発展し活動が活性化することを願うものであります。

就きましては、今後、少子高齢化が進むなか人口減少、自治会加入率の低下が懸念されることもあり、泉川連合自治会と泉川まちづくり協議会を統合し、組織の強化、効率化を図り、名実ともに力強い泉川校区まちづくり連合自治会といたくお伺いするものです。

3、組織図



泉川校区まちづくり連合自治会 会則（案）

（名称及び所在地）

第1条 新居浜市泉川校区まちづくり連合自治会と称し、事務局を新居浜市瀬戸町12番34号の泉川公民館に置く。

（組織及び構成）

第2条 本会は、泉川校区の自治会員、校区内の協力団体及び賛助会員をもって組織する。

（目的）

第3条 本会は、泉川校区内自治会の連合機関とし、その連絡協調を通じて地域コミュニティの健全な発展及び明るく住みやすいまちづくりをめざし、住民福祉の増進を図ることを目的とする。

（事業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 自治会相互の連絡と調整を図ること。
- (2) 住民の意思を行政へ反映し、行政からの広報の周知を図ること。
- (3) 関係機関、団体との連絡調整を図ること。
- (4) 人と人との触れ合いを深め、自主的、主体的に地域課題の解決を図ること。
- (5) その他、前条の目的達成に必要なこと。

（専門部）

第5条 本会に次の専門部会を置く。

広報部、安全安心部、環境美化部、生涯学習部、健康づくり部、地域福祉部、子ども支援部、女性部。

2 専門部は、地域の振興及び地域課題の解決に向けて、他の専門部及び協力団体との連携に努め、次の事業を主体的に計画、実施する。

- (1) 広報部は、自治会活動の啓発・広報に関するこ
- (2) 安全・安心部は、防災や交通安全など安心できる地域づくり
- (3) 環境美化部は、花いっぱい、ゴミのない美しい地域づくり
- (4) 生涯学習部は、一人ひとりの心を豊かにする学習活動の推進と地域づくり
- (5) 健康づくり部は、いつまでも元気に生活できる地域づくり
- (6) 地域福祉部は、みんなが助け合い、支え合うまちづくり
- (7) 子ども支援部は、学校支援に関するこ、青少年健全育成に関する事業の推進と地域づくり
- (8) 女性部は、女性の地位向上と校区内の事業に参画し、女性活動推進と地域づくり

(会の運営)

第6条 本会は、次の会議によって運営する。

- (1) 総会 次条に定める役員（以下役員という。）及び泉川校区内の単位自治会長並びに各専門部員により構成する。
- (2) 役員会 役員（会計監査を除く）により構成する。
- (3) 専門部会 校区内の協力団体、各ブロックから選出された会員及び任意参加の会員で構成する。

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 事務長 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 理事 若干名
- (6) 専門部長 各1名
- (7) 会計監査 2名

(役員の選出)

第8条 役員の選考作業は、各ブロックから選出されたブロック長と専門部長で役員選考委員会を構成し、この会で、役員候補者を推薦した後、総会において承認を得て選出する。

- 2 会長は、ブロック長経験者を推薦し、総会において承認を得て選出する。
- 3 ブロック長は、会長、副会長、事務長、会計、理事のいずれかの任にあたる。
- 4 会計監査は、ブロック長以外の単位自治会長の中から推薦し、総会において承認を得て選出する。

(役員の任務)

第9条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表して会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 事務長は、会長の指示に従い事務全般を行う。
- (4) 会計は、会長の指示に従い会計事務を行う。
- (5) 理事は、役員会に出席して討議を行う。
- (6) 専門部長は、当該部の事業を推進する。
- (7) 会計監査は、本会の会計監査を行う。

(役員の任期)

第10条 役員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 役員の任期は、1期2年とする。ただし、再任は妨げない。
- (2) 任期途中で就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第11条 顧問は、役員の承認を得て、会長が委嘱し、本会の求めに応じて健全なる発展のための助言を行う。

(地域アドバイザー)

第12条 泉川校区に在住する行政職員等で、本会の趣旨に賛同する者から地域アドバイザーを選任する。地域アドバイザーは、本会の求めに応じて行政事務に関する連絡調整及び助言を行う。

(会議の開催)

第13条 本会の会議は、次のとおり開催する。

- (1) 総会は、年1回会長が招集する。但し、緊急に開催する必要が生じたときは、役員の3分の2以上の同意を得て、会長が臨時に招集することができる。
- (2) 総会は、委任状を含む過半数の出席で成立し、出席者の過半数の賛成をもって決する。
- (3) 役員会は、毎月26日を開催する。
- (4) 専門部会は、毎月12日とする。ただし、日曜日、祭日の場合は翌日を開催する。

(会計)

第14条 本会の会計は、次のとおりとする。

- (1) 本会の会費は、一世帯あたり300円、委託料、事業収益、賛助会費及び寄付金、その他をもって賄う。
- (2) 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(その他)

第15条 その他、必要なことは役員会で決める。

(会則の改正)

第16条 この会則は、総会の決定により改正する。

第17条 この会則の施行に関し必要な事項は、別途役員会で定めることができる。

附則

この会則は、泉川校区連合自治会と泉川まちづくり協議会統合に伴い制定し、平成28年4月1日から施行する。